

【資料３】

県議会電波媒体メディアミックス業務委託企画提案競技審査委員会設置要領

（設置及び所掌事務）

第１条 県議会電波媒体メディアミックス業務委託に関する企画提案競技（以下「企画提案競技」という。）の審査及び受託候補者を選定するため、県議会電波媒体メディアミックス業務委託企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（設置期間）

第２条 審査委員会の設置期間は、前条に規定する業務委託に係る委託契約が締結されるまでとする。

（組織）

第３条 審査委員会は、次の委員４名で構成する。

- （１）秋田県議会事務局次長（以下「次長」という。）
- （２）秋田県議会事務局政務調査課長
- （３）上記（１）（２）以外で次長が指名する者２名

（運営）

第４条 審査委員会には委員長を置き、委員長は次長とする。

- ２ 委員長は会務を総括し、審査委員会を代表する。
- ３ 審査委員会の庶務は秋田県議会事務局政務調査課において処理する。

（会議）

第５条 審査委員会の招集は、次長が行う。

- ２ 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- ３ 審査委員会は、委員の４分の３以上の出席がなければ、開くことができない。
- ４ 委員長が認める場合、委員から指名を受けた者が委員の代理として審査会に出席し、審査することができる。
- ５ 審査委員会は、非公開とする。

（審査方法及び基準等）

第６条 審査は、企画提案書によるプレゼンテーションにより実施する。

- ２ 審査は別に定める審査基準に基づき評価し、企画提案競技に参加した者の中から受託候補者１名を選定する。

（委任規定）

第７条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和６年１２月２５日から施行する。